

合併処理浄化槽設置整備にかかる

費用の一部を補助します！

目 的 生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併浄化槽の設置にかかる費用の一部を補助します。

合併浄化槽とは トイレが水洗になるだけでなく、雨水を除く生活雑排水（炊事場・洗面所・風呂場など）を合併処理浄化槽内で処理し、河川等に排水するものです。

補助対象地域 公共下水道の認可区域外の地域

補助の対象 補助対象地域に住所を有し、居住を目的とした住宅で、5人槽、7人槽、10人槽のいずれかの合併処理浄化槽を設置する方

※貸家、別荘及び交付決定前に着工しているものについては補助対象となりません。

補 助 金 額 5人槽・・・332,000円

(平成19年度) 7人槽・・・414,000円

10人槽・・・548,000円

申 請 手 順 ①申請・・・関係書類を添えて市役所へ提出。

②着工前検査・申請後に、市民環境課より工事着工前確認。

(確認後に工事に取り掛かってください。)

③実績報告・・・工事完了後、関係書類を添えて市民環境課へ提出。

④竣工検査・・・実績報告後に申請者及び業者立会いのもと行い、

適正であれば補助金の交付をします。



〔問い合わせ先〕市民環境課生活環境係 TEL 22-3135

< 国民年金のお知らせ >

年金受給者死亡のときは？

年金受給者が死亡したときは、戸籍の届け出とは別に年金受給権者死亡届を提出しなければなりません。この届出が遅れますと、年金を多く受け取り過ぎて、後で返さなければならなくなることもありますので、ご注意ください。

年金は亡くなった月の分まで支払われますが、後払いのため、通常、未払いが生じます。亡くなった方と生計を同じくしていた遺族（配偶者・子・父母など）の方は、未払い分の年金を請求できます。

遺族給付も併せて請求できる場合もありますので、詳しくは下記までお問い合わせください。

〔問い合わせ先〕市民環境課戸籍年金係
TEL 22-3135

滅失家屋の届出のお願い

家屋を取り壊し、滅失登記を行った場合、法務局から市役所税務課へ通知があるため事実確認ができますが、未登記家屋の滅失などについては、ご本人からの届出がないため、事実確認に苦慮しています。

家屋の取壊しを行われた方は、市役所税務課へ届出をされますようお願いいたします。

※平成19年中に取壊された家屋については、平成20年度は課税されることはありません。

※固定資産税（土地、家屋、償却資産）は、毎年1月1日現在の現況及び所有者に課税されます。



〔問い合わせ先〕税務課資産税係
TEL 22-3148